

(仮称) ゆがわら軽トラ市実施計画 (案) について

資料No. 2

1 目 的

生産者が自身の作った農産物のPRする場を設け、地産地消の促進を図り、直接販売することにより、農家同士・町民及び観光客との交流の場を創出する。また、少量多品種の柑橘類を容易に販売することが可能となり「稼げる農業」につなげるとともに、地域の農業の発展や振興に寄与することを目的とする。

2 販売方法等

生産者が自身の軽トラックやバンを出店場所に横付けし、荷台を活用、農作物等を自身が直接販売する。

3 出店場所

湯河原町役場第2駐車場(約20台)や万葉公園湯河原惣湯 入口広場において開催する。



4 出店者条件等

次の条件のすべてに該当する方が出店可能

- (1) 出店者は、町内にお住まいの方及び町内で農産物を生産している方に限る。ただし、個人・事業者・法人等の形態は問わない。
- (2) 提供する商品については、野菜又は果物などの農産物のほか、農産物の加工品とする。加工品は必要な許可を得ること。
- (3) 登録料として2,000円/台。
- (4) 軽トラックやバン等区画に入る車を各自で手配して、継続的に出店できる方。
- (5) 登録した方は、近隣の方からの依頼を受け販売することもできる。

5 主 催

出店者主導にて運営する。事務局として湯河原町農林水産課が補助。

6 開催日

土曜日、日曜日とするが、出店者と協議の上今後決定

7 事業費

歳入：	40,000円		
	登録料	20台分	2,000円×20台＝40,000円
歳出：	270,000円		
	のぼり旗	50本	1,500円×50本＝75,000円
	チラシ作成等	10,000部	120,000円
	事務用品	1式	75,000円

8 今後のスケジュール

- ・要綱の制定 (令和7年3月)
- ・開催場所の占用許可 (〃)
- ・各団体への周知 (令和7年4月)
- ・出店者募集 (〃)
- ・販売開始 (令和7年7月)

9 他市町の実例

(1) 三重県いなべ市 いなべ楽市



(2) 岐阜県輪之内町 輪之内軽トラ朝市 (開催場所：役場の駐車場)

